

五 朝鮮半島「核危機」とは何か

米朝対立の根底にある基本的・歴史的構図は上に述べて来たとおりで、では、現在の「核開発問題」をめぐる米朝対立は、いつ始まり、どのような経緯を経て、現在の対立局面へと到っているのだろうか。以下、検証していきたい。

◆ 第一次核危機(1993～94) ◆ — 「朝米基本合意書」体制とその後 —

第一次核危機とは、本章「三の(2)の②」で紹介した「クリントン政権による朝鮮攻撃準備(戦争前夜)」を危機のピークとして、その後「朝米基本合意書(枠組み合意)」(「三の(1)」)締結へと転じた「核危機」状況のことである。

92年から93年にかけて、朝鮮は、IAEAがNPT(核不拡散条約)加盟国に対して、「原子力の平和利用」を軍事転用していないかを調べるために行う通常の「特定査察」を、6度受けた。〔注10〕

しかしアメリカは、IAEAを動かして、当初の予定以外の施設をも、IAEAの裁量で自由に査察することができる形の「特別査察」を要求し、同時に、前年は中止していた米韓合同軍事演習「チームスピリット」を再開した(93年3月9日)。「特別査察」はその対象国の国家主権を著しく侵害する性格のものであり、また、「チームスピリット」は、76年から続く、朝鮮への核攻撃をも想定した「北朝鮮制圧」軍事演習であった。

再び始められたアメリカのこのような強圧行動に、朝鮮は「特別査察」の拒否とNPTからの脱退宣言(3月12日)で応えた〔注11〕。この激しい対立局面において、アメリカは自らが「疑惑」を抱く核関連施設への空爆も計画したが、全面戦争になれば、「最初の90日間で米軍兵士の死傷者が5万2000人、韓国軍の死傷者が49万人に上るうえ(略)財政支出も610億ドルを越えると思われる」との軍首脳部によるシミュレーション結果などから、実行には到らなかった。

(彼我の軍事力には圧倒的な格差があるが、38度線を挟んで極めて近距離で対峙しているだけに、戦争初期の犠牲は米軍側も避けられないということだろう。)

そして、その後も紆余曲折を経ながら、最終的に「朝米基本合意書(枠組み合意)」が結ばれて、その危機局面が収束されたのである。

朝米基本合意書

締結された「合意書」の概要は次のようなものであった。

朝鮮政府は、

- (1) 既存の黒鉛減速炉の稼動と建設中の原子炉（建設）を凍結する
- (2) 使用済み核燃料の再処理（プルトニウムの抽出）を行わない
- (3) NPT に留まり、軽水炉計画の大部分が完了し、重要な原子炉機器が提供される前の時点で IAEA の査察を受け容れる

米国政府は朝鮮に、

- (1) 軽水炉を2003年までに提供する
- (2) 軽水炉完成まで、（原子炉発電凍結の）代替エネルギーとして毎年50万トンの（発電用）重油を供給する
- (3) 核兵器による脅威・使用がないことを保証する
- (4) 経済制裁を緩和し、関係正常化に向けた措置を取る

「核問題」に関しては、プルトニウムが取り出しやすいとされる黒鉛減速炉を軽水炉に変えることが、基本計画として据えられた。その黒鉛減速炉を動かさないことで供給できなくなるエネルギーの代替措置として、軽水炉完成までの間、発電用重油の提供が朝鮮に対して行われること、そして、この「軽水炉」計画の大部分が完了した時点で、朝鮮が IAEA の全面的査察を受けることが、「合意」の概要である。

そして、アメリカは朝鮮に対して、核による威嚇・使用をしないことを保証すると同時に、朝鮮への敵視政策をやめて、関係正常化に向けた措置をとることが決められた。つまり、この「核問題・核危機」が起こる原因・前提そのものを変えていくことが合意されたのである。

アメリカによる「合意書」不履行

しかし、朝鮮戦争後の米朝関係上、画期的な意味・内容をもつこの「合意書」の履行は滞った。朝鮮側は、当面関係のない上記（3）を除く（1）（2）の履行を持続させたが、アメリカ側は（2）を履行するだけで、他の約束はなかなか進めなかった。「合意」の基本である軽水炉の建設に関しても、建設予定地での土地整備事業が始まったのが、「合意」からおおよそ3年後の97年8月というありさまであった。アメリカは、朝鮮国家が近々崩壊するだろうとの見通しのもとで、その履行をサボタージュしていたのである。

この当時の状況を、「米朝基本合意書（枠組み合意）」締結時の米国側首席代表だったロバート・ガルーチは、次のように振り返っている。

95年から98年までの時期に、北朝鮮とアメリカ及び他の国々との関係が冷え込みました。枠組み合意では双方の首都に連絡事務所を開設する約束でしたが、実

現しませんでした。また、北朝鮮が核凍結した見返りである軽水炉建設の実行も、遅々として進みませんでした。しかし、最も重要なことは、北朝鮮側は枠組み合意によってもたらされるだろうと思った外交的、政治的な恩恵と利益を得なかったことです。アメリカと北朝鮮との特別な関係が発展しなかったのです。

(2003年3月21日、東京で開催されたシンポジウムでの発言)〔注12〕

このような状況の中、自らの「合意」不履行を前景化・問題化させないためだろうか、アメリカは、朝鮮に対する新たな「疑惑」を持ち出し、メディアを使ってのキャンペーンを始めた(98年)。金倉里にある地下施設が核関連施設だとして、その「査察」を要求し始めたのである。

だが、それが、大きなトンネルに過ぎないことが判明するなどの過程を経て、米朝は、「米朝基本合意書」に基づいて「不信を解消し、相互信頼を構築し」ていくことなどを謳った「共同コミュニケ」を発した(2000年10月)。それは、これまでの敵対関係を脱し、新たな関係の樹立へ向けた努力を双方が行うことに合意したものであった。このような対話的流れの中で、アメリカは、第二期クリントン政権が終わりを迎え、2001年1月、新たにブッシュ政権が登場することとなる。

〔注10〕 NPTは核不拡散条約の略称。米英露仏中の五か国を「核兵器国」と定め、それ以外の国々「非核兵器国」は核兵器の製造・取得が禁止されている、いわば、核保有国による核兵器独占を構造的基盤とする核秩序体制である。

「非核兵器国」は「原子力の平和利用」を権利として認められると同時に、軍事転用を防ぐためのIAEA(国際原子力機関)による「保障措置」—査察を受け容れることを義務付けられている。

一方、核兵器国には核軍縮交渉を行う義務が課されているが、あまり実行されていない。また、条約前文や国連軍縮特別総会などで、「核兵器国」が、「非核兵器国」を威嚇・攻撃しないことが謳われているが、条文としては明記されていない。

〔注11〕 NPTからの脱退は、締約国の主権の行使として、その権利が認められている(第10条)。

〔注12〕 ここでいう「外交的、政治的な恩恵と利益」「アメリカと北朝鮮との特別な関係が発展」とは、アメリカによる朝鮮敵視政策が転換され、米朝関係の(国交)正常化や経済制裁の緩和が進んでいくことを指しているのだろう。

◆ 第二次核危機(2002～) ◆ — 「六者協議」体制による変遷 —

1、ブッシュ政権の登場

朝鮮を「核兵器による先制攻撃対象国」に指定

ブッシュ政権は、紆余曲折を経ながらも対話的局面へと到っていた上記の動きを否定し、再び強い朝鮮圧迫・圧殺姿勢へと舵を切った。イラン・イラクとともに朝鮮を「悪の枢軸」と名指し(2002年1月・年頭教書)、その年9月の「国家安全保障戦略報告」では、朝鮮を「核兵器による先制攻撃対象国」とした。

そして、2000年6月の南北首脳会談以降の南北朝鮮間の歩み寄りに続く、2002年9月の小泉訪朝・平壤宣言による日朝関係正常化への動きなど、朝鮮に対する敵対姿勢緩和の流れが出来つつあった中で、アメリカはケリー国務次官補を訪朝させた。

「濃縮ウラン問題」の始まり

このとき、朝鮮側は、アメリカの朝鮮敵視政策の解消を前提とする「朝米基本合意書」や「朝米共同コミュニケ」が守られない状況を受け、国際法的な拘束力をもつ不可侵条約の締結など、核開発放棄とアメリカによる不可侵保証をセットとする方向性の諸提案を行ったが、アメリカ側は応じなかった。そして、帰国後、訪朝時、朝鮮側は「(濃縮ウランによる)核開発を認める発言をした」と発表した(2002年10月14日)。

朝鮮側は、この発表内容を否定し、「現時点で核兵器は持っていないが、自らを守るためには今後核兵器はもちろんそれ以上のものも保有する権利がある」と答えたのだと反論して、双方の報告が食い違う形となった。しかし、アメリカは、実際の米朝会談時の具体的なやり取りの詳細は公表せぬまま、この「発言」を根拠に、朝鮮側が「朝米基本合意書」に違反しているとして、この「合意書」上のアメリカ側の義務である重油の供給の凍結を決定したのである。

「合意書」の履行状況

では、このとき、双方の、「合意書」履行状況はどうなっていたらうか。上で述べたように、アメリカ側は、軽水炉の工事は大幅に遅らせたまま、経済制裁の緩和もほとんどしていなかった。そして、「核兵器による脅威・使用がないことの保証」に関しては、上述したように、ブッシュ政権になってからは、その「合意」とは逆に、朝鮮に対する核の威嚇と使用意図は公然化している状況であった。

一方、朝鮮側の、「黒鉛減速炉の稼働と（建設中の）原子炉建設の凍結および使用済み核燃料の再処理（プルトニウムの抽出）を行わない」という履行義務は、I A E Aの査察官が常駐して厳しく監視する形で守られていた。そして、今回の「核開発を認めた発言」問題は、仮にそう発言したことが事実であったとしても、それは、まだ（確定的証拠が存在しないままの）「発言」レベルのものに過ぎなかった。

第二次核危機

このような状況下で、アメリカは、朝鮮側の「合意書」違反というイメージをつくりながら、重油供給凍結の決定をしたのである（11月）。これで、アメリカ側は、「合意書」上の履行義務を全て放棄することとなった。

このアメリカ側の姿勢・行為と自らの一方的「合意」履行状況を受けて、朝鮮側は、核施設の稼働再開表明とI A E A査察官の追放を行い（12月）、翌2003年1月にはN P Tからの脱退を宣言した。

だが、一方で、朝鮮は、以下のような表明も行っている。

米国が共和国敵視政策を放棄し、核脅威を中止するなら、核兵器を製造しないことを朝米間の別途の検証を通じて証明してみせることもできる（朝鮮通信、2003・1・29）

しかし、アメリカ側は、このような、「不可侵の保証と核放棄」のセットではなく、あくまでも朝鮮側が先に核廃棄をしてみせなければならないという強硬姿勢をとった。そして、「最後の手段」と前置きしながらも、「外交努力がうまくいかなければ、軍事的に取り組む必要があるだろう」（ブッシュ大統領による米・地方紙など14紙との会見。朝日新聞、2003・3・5）と軍事解決の可能性にも言及した。

当時アメリカは、国連を使ってのイラクへの執拗な強制査察—「抵抗武力の骨抜き」を経て、武力侵攻へと踏み切るところであった。そして、遂に、3月20日、イラクへの侵略を開始したのである。このアメリカの動きを受け、朝鮮は、次のような認識を表明した。

国際社会の一致した反対にもかかわらず、米国によって強行されたイラク戦争は、国と民族の自決権を守るためには唯一、強力な物理的抑止力がなければならないという教訓をすべての主権国家に与えている。（朝鮮中央通信、4・24）

その後、中国の仲介的動きによって米・朝・中・韓・日・ロの六者協議の場が設定され、2003年8月の第一回会議を皮切りに回が重ねられていった。しかし、上述のように、「核廃棄の先行」を要求するアメリカと、「核放棄」は自らの「安全保障」とセット—

同時履行でなければならないと主張する朝鮮との対立が続いた。

2、「六者協議 共同声明」

だが、ようやく、四回目の会議において、以下のように、画期的意義を持つ「六者協議 共同声明」が発表されるに至った(2005年9月19日)。

- ① 朝鮮は、すべての核兵器及び現存する核計画の放棄と、NPT ならびに IAEA 保障措置への早期復帰を約束した。
アメリカは、朝鮮半島において核兵器を保有せず、朝鮮に対し核兵器又は通常兵器による攻撃や侵略の意図を有しないことを確認した。
- ② 朝鮮とアメリカは、相互の主権尊重、平和共存、及び国交正常化への措置を取ることを約束した。
朝鮮と日本は、「平壤宣言」に従い、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交正常化への措置を取ることを約束した。
- ③ 六ヶ国は、東北アジア地域の永続的な平和と安定のために、共同の努力を約束した。直接の当事国は、別途の適切なフォーラムを通じて、朝鮮半島における恒久的な平和体制について交渉する。各国は、東北アジア地域における安全保障面の協力を促進する方策を探求していくことに合意した。
- ④ 六ヶ国は、「約束対約束（言葉対言葉）、行動対行動」の原則に従い、前記の合意事項を段階的に実施していくために、調整された措置を取ることに合意した。
(以上、概要)

「核放棄」と「不可侵」の同時履行を約束

上記①は、朝鮮の「核兵器・核計画放棄」と、アメリカによる朝鮮「不可侵」を相互に約束・確認したものである。停戦中とはいえ、戦争中で軍事対峙している一方の国だけが、自ら武装解除—抑止力の放棄をすることは在り得ない。「三の(1)」でも述べたように、もし、「対等な」国力・軍事力をもって相互に対立している国同士で、仮にこのような合意がなされるならば、それは、相互の軍縮・武装解除となるしかありえない性格のものである。それを、一方のみに、ある種の武装解除を要求する以上、「核の先行廃棄」ではなく、「廃棄」を要求する側の「不可侵の保証」が最低限の義務として存在しない限り、本来「合意」する余地がないものと言えるだろう。

米日、国交正常化を約束

②は、アメリカ及び日本が朝鮮との国交正常化措置をとることの約束である。「声明」そのものは、米日と朝鮮との双方がそうした措置を行うこととなっているが、朝鮮戦争休戦後、朝鮮の側は、一貫して米日に国交正常化を求め、米日はそれを拒否し続けているのだから、これは、基本的には、米日に課せられた義務と言えるだろう。朝鮮の核開発をめぐる米朝・日朝間の対立も、もともとは、米日による朝鮮敵視政策、つまりは、国交関係が「正常化」していないところから来ている以上、この②の課題の実現は、「朝鮮核開発問題」の平和的解決にとって不可欠である。

世界の主要国は現在、分断された朝鮮の南北国家—韓国・朝鮮双方と国交を結んでいる。冷戦時、朝鮮の側にいた中国・ロシアも、共に韓国とも国交を結んでいる。これに対し、韓国の側にいた米日が、いまだ朝鮮と国交を結ばず敵視政策をとり続けていることが、冷戦終焉時の90年代前半から始まったこの「朝鮮半島核危機」の状況的前提として存在している。②は、このことに対する課題だとも言えるだろう。

休戦状況を恒久平和体制へ

③の「直接の当事国は、別途の適切なフォーラムを通じて、朝鮮半島における恒久的な平和体制について交渉する」というのは、つまりは、休戦状態の朝鮮戦争を完全に終わらせ、講和・平和条約を結ぶなどして「朝鮮半島における恒久的な平和体制」を構築するための交渉を、朝鮮戦争当事国が行うという意味である。

何度か述べて来たが、現在の米朝対立は朝鮮戦争の延長上にあるものだから、いまだ休戦状態に過ぎないその戦争そのものを終わらせることこそが、現在の「朝鮮半島核危機問題」の根本的解決である。②の日朝国交正常化が日本の植民地支配の清算なくして在り得ないのと同様、米朝の国交正常化も、このことの実現とのセットで、初めて完全に成し得るものである。

画期的意義をもつ「共同声明」

以上見てきたように、この「共同声明」は、「朝鮮半島核開発・核危機問題」が生起する原因・大前提として存在している米日朝の関係そのものを、歴史的射程の中で変えていこうとする方向性を持つものである。

米朝対立関係克服の射程は、第二次世界大戦直後にまで遡るものであり、日朝対立関係の克服—国交正常化は、植民地支配の清算を要することから、その歴史的射程は1910年の大韓帝国強制併合にまで遡るものである。

つまり、この「共同声明」は、百数十年の歴史的時間のなかで形成されて来た朝鮮・

東アジアにおける対立状況を国家間の平和へと根本的に変えていく方向性を孕んでいるのである。逆に言えば、現在の「朝鮮半島核危機」問題の根本的解決への志向が、このような歴史的射程を呼び込んできたとも言えるのだろう。

3、金融制裁～六者協議「2007合意」

「共同声明」に消極的だったアメリカ

上記のような、意義深い、画期的な「共同声明」だが、実は、アメリカは、協議の流れと勢いに押されながらの「合意」であって、主体的・積極的なそれではなかった。アメリカは、一方で「六者協議」の交渉に参加しながらも、ブッシュ政権の基本的方向であった「力による朝鮮制圧・体制崩壊」政策も棄ててはいなかったのである。

アメリカによる金融制裁

アメリカは、この「声明」成立の数か月前から、すでに行っている多くの経済制裁に加えて、新たな金融制裁を始めていたのだが、「声明」発表を前後する時期から、さらに制裁を強化し始める。

この制裁は、各国企業・金融機関が朝鮮と取引を行えば、その企業の米国内の資産・口座を凍結する措置を伴う性質のものである。したがって、各国企業・金融機関は、朝鮮との取引を回避するようになり、やがて朝鮮の対外交易は、世界からほぼ遮断される状況へと到ったのである。朝鮮による資金洗浄疑惑への関与や朝鮮との「不透明な取引」などを名目に、その銀行・企業への制裁措置をとったりする形であったが、その目的・実質は、朝鮮への「兵糧攻め」であった。〔注13〕

アメリカに「共同声明」履行の意思が極めて薄弱であったことは、ブッシュ大統領の腹心的存在であるハドリー・安全保障担当補佐官による、「共同声明」直後のモスクワ・記者会見時の以下の発言からも明瞭である。

北朝鮮が核開発計画を放棄したとしても、アメリカ政府は当分の間、北朝鮮と外交関係を樹立する計画を持っていない。（ロシア官営「リアノボスチ通信」、2005・10・24）

上に見たように、「共同声明」によれば、朝鮮の「核開発計画放棄」と米朝間の「外交関係樹立」—国交正常化は、一括した形で行われることが、一点のあいまいさもない形で明記されている。

ここまでの記述で明らかなように、朝鮮が最も望んでいることは、「アメリカによる朝鮮敵視政策放棄—国交正常化」によって自国と現体制の安全保障を確立することであ

る。朝鮮にとっては、この形での「安全保障」が確実になることとセットで、はじめて「核による安全保障」政策を放棄できるのであり、「共同声明」は、この極めて現実的な認識と方向性をその土台に据えることによってはじめて成り立っているものである。したがって、上記のハドリー発言は、この「共同声明」をその根底から無視し否定する性格のものなのである。

「共同声明」実施措置の合意

このような姿勢・動きのアメリカと、それに対して金融制裁の中止を要求する朝鮮との間は、再び激しい対立局面となり、六者協議の進行は滞った。このような状況の中、朝鮮は初めての核実験を行った。これを契機に米朝の二国間協議が始まり、その流れの中、「六者協議」において、以下のような「共同声明」実施措置が合意された(2007・2・13。「六者協議2・13合意」)。

〔初期段階措置（概要）〕

① 朝鮮半島の非核化について

朝鮮は核施設の稼働を停止・封印し、IAEAの監視と検証を受ける。

② 関係者間の国交正常化について

- 米朝と日朝の各国は、国交正常化に向けた二国間協議を開始する。
- 米国は朝鮮へのテロ支援国家指定の解除と、対敵国通商法の適用終了に向けた作業を開始する。

③ 朝鮮に対する経済及びエネルギー支援について

五カ国は朝鮮に対し、重油5万トン相当の緊急エネルギー支援を提供する。

④ 作業部会について

六カ国は30日以内に、5つの作業部会（朝鮮半島非核化、米朝国交正常化、日朝国交正常化、経済及びエネルギー協力、東北アジアの平和・安保体制）を設置する。

続いて、この年の10月には、「共同声明の実施のための第二段階の措置」（「10・3合意」）が合意されたのだが、この二つの「合意」を、じっくりと見比べていただきたい。

〔第二段階の措置（概要）〕

① 朝鮮半島の非核化について

- 朝鮮は、2007年12月31日までに寧辺核施設（5メガワット実験炉、再処理工場、

核燃料棒製造施設)の無能力化を終える。

- 朝鮮は、2007年12月31日までに、全ての核計画の完全かつ正確な申告を行う。

② 関係者間の国交正常化について

- 米朝両国は二者間の関係を改善し、完全な外交関係を目指すことを引き続き約束した。
- 米国は、朝鮮がとる行動と並行して朝鮮への公約(テロ支援国リストからの削除および対敵国通商法の適用終了)を履行する
- 日朝両国は『ピョンヤン宣言』に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため、誠実に努力する。

③ 朝鮮に対する経済及びエネルギー支援について

- 朝鮮に対し、100万トンの重油規模に相当する経済、エネルギー及び人道支援が提供される。

上に見るように、「初期段階措置」における朝鮮の履行義務は「核施設の稼働を停止・封印し、IAEAの監視と検証を受ける」ことであった。「初期段階措置」の期間において、朝鮮はこの義務をすでに果たし終えているので、「第二段階措置」における履行義務は、「核施設の無能力化」となっている。

「初期段階措置」を履行しなかったアメリカ

一方、アメリカ側の履行義務である「テロ支援国家指定解除作業の開始」などは、「初期段階」において全く履行されなかったため、引き続き、基本的に同じ内容となっている。この部分の全文は以下のようになっている。

アメリカ合衆国は、朝鮮民主主義人民共和国のテロ支援国家指定を解除する作業を開始し、朝鮮民主主義人民共和国に対する対敵通商法の適用を終了する作業を進めることについてのコミットメントを想起しつつ、米朝国交正常化のための作業部会の会合におけるコンセンサスを基礎として朝鮮民主主義人民共和国がとる行動と並行してコミットメントを履行する。

上の太字部分は、「初期段階措置」に明記された文章そのままである。つまり、上の文章は、本来、「初期段階措置」に記され、履行義務のあった「コミットメント」を、この「第二段階措置」において「想起しつつ」「履行する」という内容なのである。

また、前述したように、基本的に米日側の義務である朝鮮との国交正常化も、「初期段階措置期間」においてなんら進展がなかったため、引き続き、同じ内容が記載されて

いる。「六者協議共同声明」における「約束対約束、行動対行動」の原則は守られていないのである。〔注14〕

それでも、かろうじて、「共同声明」を実施していくための措置は「第二段階」までは合意されたのである。

〔注13〕 当時、マカオの中国系銀行「バンク・オブ・デルタ・アジア」は、朝鮮が麻薬密売で得たドルの洗浄を行う拠点となっているとして、アメリカによる制裁対象にされた。アメリカ金融機関との取引を行えなくなった当銀行は朝鮮関係の口座を全て凍結した。

その後、当銀行は、朝鮮が産出した金を国際市場に販売する（通常の）業務を担当していたことが明らかになっている。アメリカの新聞「マクラッチ・ニューズペーパー」によれば、2002年から2005年にかけて1億1千万ドルの金を販売したとされている。アメリカの目的は、朝鮮の外貨獲得ルートへの遮断や国際金融システムからの排除などによる「兵糧攻め→体制崩壊」にあったのである。

〔注14〕 朝鮮との交渉や協議に関する報道では、常に約束を破るのが朝鮮で、何とか守らせようとしているのがアメリカや日本、という構図が繰り返し流される。だが、上のように、段階を追って約束・義務の履行を重ねていくようなシステムの場合、どちらがそれを果たしていないかは、その段階々の「措置」文書によって明瞭化されてしまうこととなる。だが、日本のマスメディアは、自らの強固な先入観が邪魔して、これほどまでに「一目」でわかる＜事実＞に気づくことはない。

4、「六者協議共同声明・合意」の破綻

2005年の画期的な共同声明発表後の停滞・対立状況を何とか脱し、2007年の二つの「合意」にまで到った「六者協議」—米朝関係だったが、「合意」の同時履行はやはり進まなかった。

朝鮮が上記「第二段階措置」における「核施設の無能力化」を進める一方で、アメリカは「朝鮮への公約（テロ支援国リストからの削除および対敵国通商法の適用終了など）」の履行を進展させなかった。

このことは、盧武鉉政権から李明博政権へと変わって、完全にアメリカ寄りの姿勢をとるようになった当時の韓国政府さえ、報道機関に対し次のように認めている。

核施設の無能力化に関しては、予定された11措置のうち8措置が完了した。使用

済み燃料棒の取り出し作業も3分の1を終えている。この点に関し、北朝鮮は誠意を見せたと評価できる。これに対し、5カ国の経済・エネルギー支援は遅れており、各国は分担した支援を速やかに遂行すべきである。(統一ニュース、2008・5・22)

米の「合意」不履行を批判する「ボストン・グローブ紙社説」

また、「北朝鮮」に好意的とは言えないアメリカのマスメディアさえ、以下のように、アメリカの国益の立場から、アメリカ政府の方の「合意」不履行を断定・批判している。

北朝鮮は人権虐待者で乱暴なレトリックの常用者かも知れないが、非核化に関する合意に基づくアメリカの義務を破ったとしてブッシュ政権を非難したとき、真実は北朝鮮側にあった。

政権が愚かにも朝鮮半島の非核化に関する取引の目的を守らなかったために、北朝鮮は、その唯一の原子炉の無能力化をストップした。

ブッシュ大統領は、6月、6者の多段階合意に従って、議会に対して北朝鮮をテロを支援する国家のリストから除くことを求めると宣言した。

アメリカは、北朝鮮の核物質及び活動のすべてと考えられるものの申告の提出に対応してこのステップをとることに同意していた。行動対行動という約束の原則に従い、北朝鮮はヨンビョンの原子炉の無能力化を開始した。

最初は、中国、韓国、ロシア、日本そして北朝鮮及びアメリカの間の微妙な交渉から生まれた計画に従ってすべてのことが動いているように見えた。ところがワシントンのタカ派と疑い深い連中が、北朝鮮をテロ支援国家のリストから外す前に北朝鮮の申告の査察を求めて騒ぎ始めたのだ。

アメリカの使節は、二つの敏感な問題、すなわちウラン濃縮の秘密計画及び核物質または技術の他国への移転、についての情報を北朝鮮側に求めた。

これらの分野で北朝鮮が何をしているかについて査察したいということには十分な理由がある。北朝鮮の科学者にインタビューし、北の核申告でなされている主張についてチェックするために主要な核施設を訪問するという権利を要求することも正当なことである。

しかし、6者の取引では、北朝鮮がテロ・リストから外される前に、ウラン濃縮や拡散活動について潔白になることを求めてはいない。ヨンビョンの無能力化と北朝鮮をリストから外すことが、約束の第二局面での相互的行動なのだ。査察問題は、これからの局面で解決されることが考えられていた。

ブッシュは、北朝鮮がその核施設及び計画を廃棄することと引き換えに、同国に対して経済的及び外交的利益を与えるという取引を行うことの価値に渋々応じるようになったに過ぎない。(しかし)これこそが、決定的な国家安全保障上の目的を実現する唯一の現実的な道なのだ。

大統領は取引を守るべきである。彼は自ら言ったように、北朝鮮をテロ・リストから外すべきだ。それにより、北朝鮮は原子炉の無能力化を完成することを義務づけられることになる。〔注15〕

その時点になって、査察プロセスをどの程度まで進めるか、どれほど徹底的なものにするかといった、あらゆる懸案問題について交渉を再開することができるだろう。(ボストン・グローブ紙社説。2008年9月3日付「インタナショナル・ヘラルド・トリビューン紙」に掲載。)

米朝交渉に関する「中央公論インタビュー記事」

さらに、日本の保守系雑誌のインタビュー記事でも、次のように、アメリカや日本の継続的な「合意」不履行、約束違反について述べている。

〔略〕彼らが寧辺のプルトニウム計画を閉鎖し、とにかく燃料棒を取り出して無能力化を開始したことだ。ところがわれわれの側は、見返りにすべきことを、誰も行っていない。特に日本は、まったく何もしていない。ロシアは昨年十二月までに重油五万トン供給するはずだったが、引き渡しが遅れている。実際、二月末まで到着しなかったのではないかと思う。さらに中国と韓国も、北朝鮮の通常型発電所の改善に必要な鉄鋼やその他の資材の形で、エネルギー供給に匹敵するだけの援助を行うことになっているが、両国とも引き渡しが遅い。そして米国には、対敵通商法に基づく制裁の緩和プロセスを促進することによって、約束した政治的代償を実行するという課題がある。

〔略〕彼らは無能力化を完了しておらず、それを遅らせている。だがそれは二〇〇七年二月の共同声明の中の、われわれがすべき部分を行わなかったからだ。それに尽きる。われわれは対敵通商法に基づく制裁の解除を促進することを約束したが、それをしなかった。

「北朝鮮は時間稼ぎをしている」という見方は、実際には米国側が動くことを望まない米国人が、それを正当化するための口実だ。米国が動けば次に北朝鮮が動くかどうか分かるだろう。これは米朝関係の実に基本的なパターンだ。それが何度も繰り返されてきた。

われわれが前進すると北朝鮮は常にそれに応えてきた。例外は一度もない。断言できる。過去二〇年、時に応じてこのパターンが繰り返されてきた。

逆に、米国がすると行ったことを行わない場合、北朝鮮は常に報復してきた。そして常に報復の方法は、核分野で何かするか、あるいはミサイル分野で何かするか、二つのうちの一つだった。いつもそうだ。だがそれは常に、米国が動かないことへのしっぺ返しだ。それが起き続けている。(中央公論、2008年6月号。レオン・V・シーガル米国社会科学調査評議会北東アジア安全保障プロジェクト部長へのインタビュー記事。)

以上のような、朝鮮の側の一方的「合意」履行状況に対し、朝鮮は、次のような声明を出した。

「核抑制力放棄」対アメリカの「敵対政策放棄」という「行動対行動」で平和と安定を確保する道が閉ざされたならば、やむをえず、「核抑制力」を強化して「勢力均衡」に基づく国家の自主権を守らざるを得ないだろう。(外務省スポークスマン声明、2008・8・26)

これ以降、現在（2013・8）まで、「六者協議共同声明・合意」は、空文化状況が続いている。

【注15】アメリカは、2008年10月に到って、ようやく、朝鮮の「テロ支援国家」指定を解除した。本来なら、これによって、「テロ支援国家」を理由として行っていたところの経済制裁が中止されねばならなかったが、以下の記事に見るように、それは、実行に移されなかった。

【ワシントン聯合ニュース】米政府は2008年に北朝鮮のテロ支援国家指定を解除したが、テロ支援国家に科す輸出規制はそのまま適用していることが分かった。

外交消息筋によると、米務省は先ごろ発刊した輸出規制に関する外交政策報告書で、「米政府はテロ防止目的で輸出を統制する物品を輸出管理規定（EAR）に告示している」とした上で、国務長官は現在キューバ、イラン、スーダン、シリアをテロ支援国家に指定した状態だと明らかにした。

2008年10月にテロ支援国家の指定が解除された北朝鮮について報告書は、「解除後もテロ防止関連の輸出管理規定は改定されていない」としながら、北朝鮮に対してはさらに同規定に含まれる輸出および再輸出規制条項が追加されたとしている。

報告書はこれは国連安全保障理事会決議1718号や法規定および規制などを根拠としていると説明した。安保理は2006年10月に北朝鮮が1回目の核実験を実施したことを受け決議1718号を採択した。

ブッシュ政権時代の2008年にテロ支援国家の指定を解除された北朝鮮だが、関連規定はそのまま維持されてきたため、事実上、現在もテロ支援国家と同じ輸出規制が適用されている。〔以下略〕（韓国・聯合ニュース、2013・3・4）

【以上、『日本問題としての「北朝鮮問題」—朝鮮国家に対する「日本言説」を検証する—』（「えひめ教科書裁判を支える会」スタッフ・高井弘之著）より抜粋】